

身体障がい者等用駐車施設を利用される方へ

この身体障がい者等用駐車施設は、山形県発行の「身体障がい者等用駐車施設利用証」をお持ちの方が利用できます。

お持ちの方はルームミラーに吊り下げるなどにより提示してください。

お持ちでない方で、下記の交付要件に該当する場合は、申請により、裏面の交付窓口で利用証を交付することができますので、ご利用ください。

※ 交付対象者は下記に該当する方です。

対象者の区分		障がい等の状況		
身体障がい者	視覚障がい	身体障がい者手帳の等級	1級～4級	
	平衡機能障がい		1級～5級	
	肢体不自由		上肢	1級、2級
			下肢	1級～6級
			体幹	1級～5級
	脳原		上肢機能	1級、2級
			移動機能	1級～6級
	心臓機能障がい		1級～4級	
	腎臓機能障がい		1級～4級	
	呼吸器機能障がい		1級～4級	
	膀胱又は直腸機能障がい		1級～4級	
	小腸機能障がい		1級～4級	
	肝臓機能障がい		1級～4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	
要介護認定を受けた者	介護保険の要介護状態区分「要介護度1～5」			
知的障がい者	療育手帳の障害の程度欄「A」			
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者			
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障がい等級「1級」			
けが又は病気の方	診断書の発行日から最長1年までの間で車いす、杖等の使用期間 ※小児慢性特定疾病医療費受給者の場合は利用証交付日から1年までの間で必要な期間			
妊産婦	妊娠7か月から分娩予定日の1年後まで ※産後については、乳児を同伴している場合に限り利用できるものとする。			

「利用証」の交付窓口

※郵送による申請も可能です。
※交付手数料は無料です。

- 県庁 地域福祉推進課 ☎ 023-630-2268
〒990-8570 山形市松波 2-8-1
- 村山保健所 地域健康福祉課 ☎ 023-627-1143
〒990-0031 山形市十日町 1-6-6
※山形市鉄砲町の村山総合支庁（本庁舎）では交付していません
- 最上総合支庁 地域健康福祉課 ☎ 0233-29-1277
〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
- 置賜総合支庁 地域保健福祉課 ☎ 0238-26-6031
〒992-0012 米沢市金池 7-1-50
- 庄内総合支庁 地域保健福祉課 ☎ 0235-66-5654
〒997-1392 東田川郡三川町横山字袖東 19-1

申請に必要な書類は？

	必要書類
身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 身体障害者手帳の写し (氏名、住所、障害名及び等級が記載された箇所)
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 療育手帳の写し(氏名、住所、障害の程度が記載された箇所)
要介護認定を受けた方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 介護保険被保険者証の写し (氏名、住所、要介護状態区分が記載された箇所)
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 特定医療費(指定難病)受給者証の写し 又は特定疾患医療受給者証の写し (氏名、住所、受給者番号、疾病名が記載された箇所)
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し (氏名、住所、等級が記載された箇所)
けが又は病気の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 診断書の写し(任意様式) ・ 身分証明書(運転免許証等)の写し ・ 小児慢性特定疾病医療費受給者証の写し (氏名、住所、受給者番号、疾病名が記載された箇所)
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 母子健康手帳の写し(表紙、P4 の分娩予定日が記載された箇所)

※交付窓口で代理の方が申請する場合は、代理の方の身分証明書(運転免許証等)が必要です。